



高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性 鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染 病防疫指針及び飼養衛生管理基準等の 一部改正に係る大臣指定地域について

令和7年10月16日(木)、17日(金)

広島県農林水産局畜産課



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

法令改正の背景について

背景・経緯

R6年シーズン発生の特徴

- 過去に発生があった農場での再発生
- 大規模農場での発生
- 家きん飼養農場の密集地域での連続発生



発生農場の疫学調査等の結果から、
新たな発生防止対策を検討

鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる環境対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不備が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

大臣指定地域

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

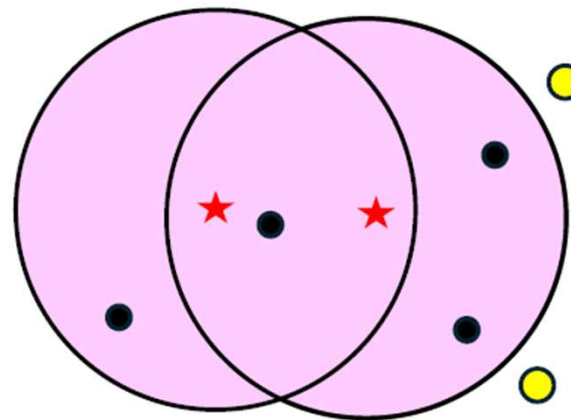


大臣指定地域について

対象となる地域①「再発リスクが高い地域」

過去5年間に於ける発生農場において、
概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合、
それぞれの発生農場から概ね10km以内の地域

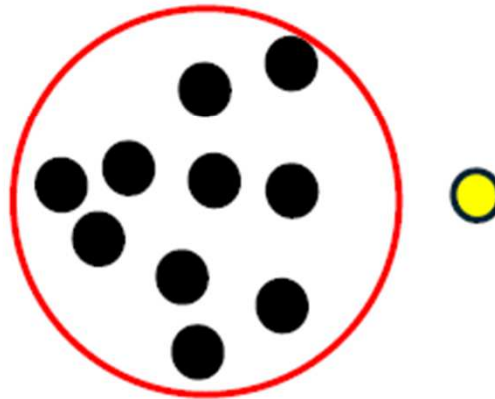
★：過去の発生農場、●：対象農場



対象となる地域②：「密集地域」

半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域

●：対象農場



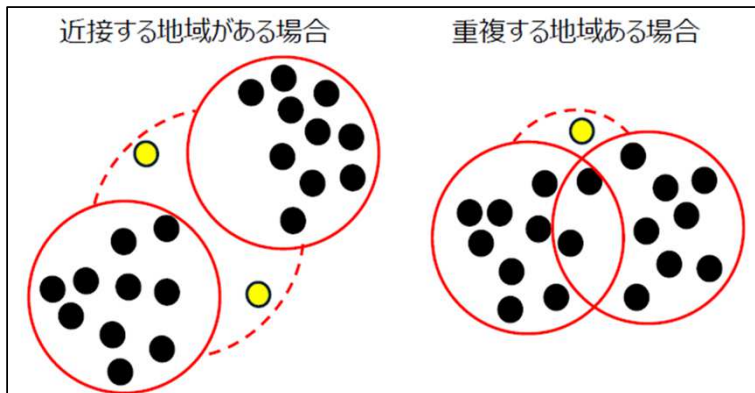
対象となる地域③

都道府県が必要と認める地域

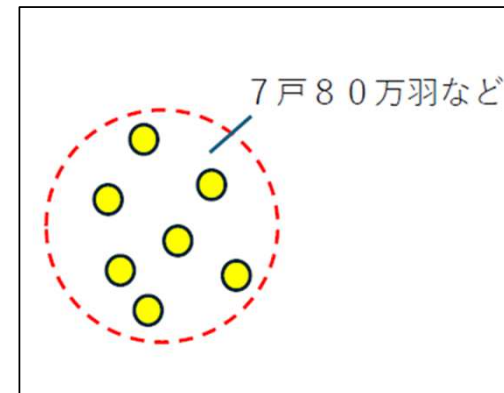
例1: 過去発生地域又は密集地域に近接する農場(●)が所在する地域

例2: 地域内の戸数若しくは飼養羽数が、地域②の条件を満たさないが、県内で最大の密集地域

【例1のイメージ】



【例2のイメージ】



大臣指定地域等における都道府県の実施内容

HPAI及びLPAIに関する特定家畜防疫指針の改正内容

平時からの取組 ・ 発生に備えた体制整備

- 農場周辺での発生に備えた対策等を**一体的に実施**するよう指導、助言する
- 発生時に**塵埃対策や緊急消毒等の追加措置**を迅速に行うことができるよう指導する

大臣指定地域内での発生時

- **消毒方法等の実施に関する命令**（法第30条）を行う
- **塵埃対策等**のまん延防止対策を講ずるよう指導する

発生農場、周辺農場等の防疫措置

- 大臣指定地域農場で発生した場合、大臣指定地域内での周辺農場へ塵埃の侵入防止対策を講ずる
- と殺時に鶏舎内の羽毛、塵埃等の拡散防止対策を講ずる

大臣指定地域等における養鶏農家の取組内容

飼養衛生管理基準の改正内容

平時からの取組

- 防疫措置を行う際に、発生及びまん延リスクに応じて、必要となる措置に迅速に対応できるよう、平時から取組内容を理解し、対応方法を検討する

消毒等の実施に備えた措置

- 大臣指定地域内で本病が発生した際に行う、消毒及び塵埃対策を迅速に実施するために予め準備する

野生動物対策（農場周辺の状況把握）

- 農場内だけでなく、農場周辺（農場外）の野鳥の生息等の状況を把握し、地域ぐるみで野鳥誘引防止対策を検討する

大臣指定地域に係るスケジュール

令和7年9月

- ・県が対象地域(案)を国へ提出

令和7年10月～12月

- ・国が対象地域を告示

令和8年1月1日

- ・飼養衛生管理基準の大臣指定地域に関する項目施行

HPAI警戒期間(10月～翌5月)終了後

- ・HPAI発生状況に応じ、対象地域の見直し



広島県における大臣指定地域 について

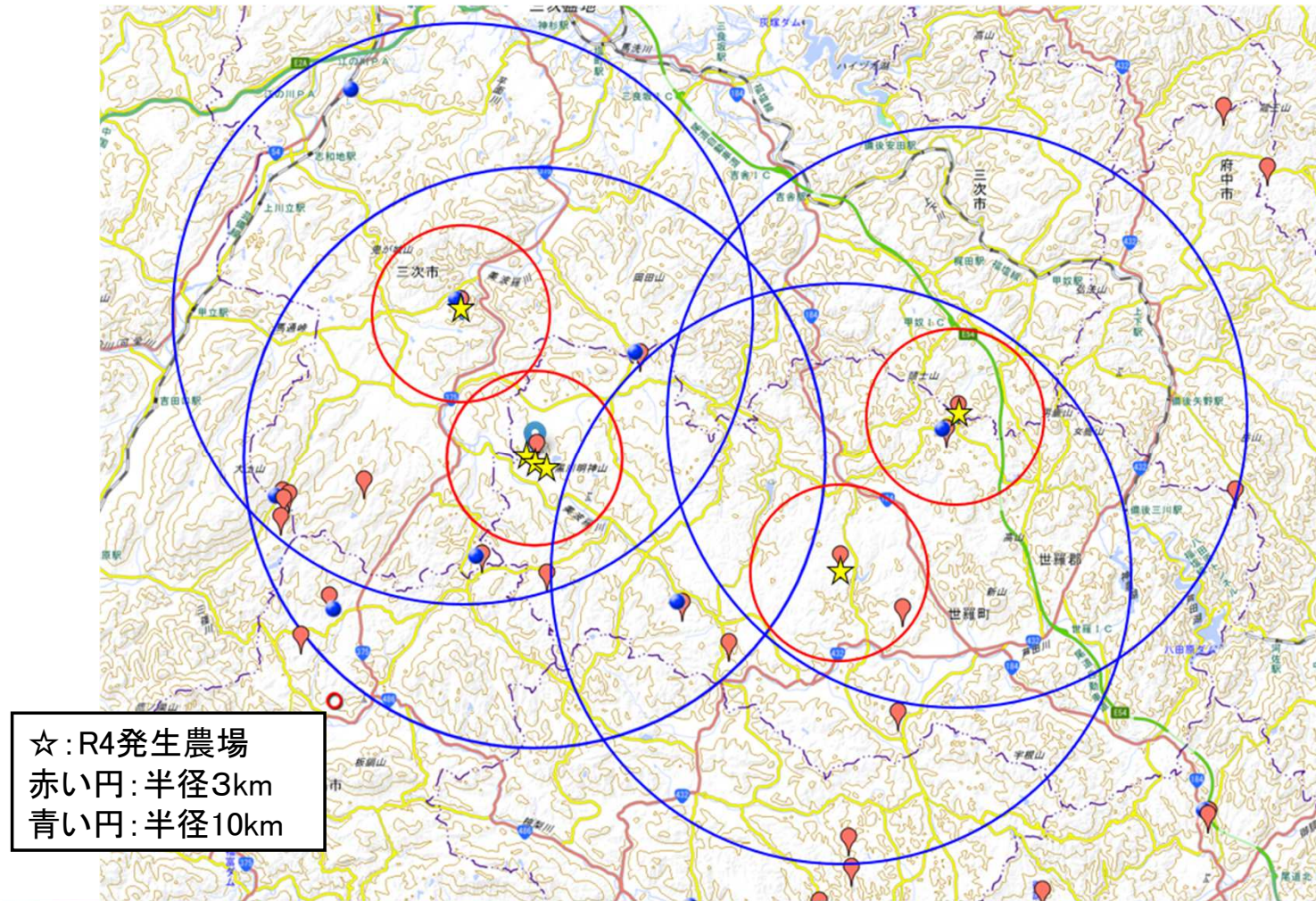
広島県で対象とする地域

- ・対象地域①「再発リスクが高い地域」を指定
- ・令和4年シーズンの発生農場6戸を中心とした半径10km以内に位置する1,000羽以上飼養の養鶏場が存在する地域

○対象戸数:22戸

対象農場が存在する地域(市町)
東広島市、安芸高田市、三原市、世羅町、三次市

対象地域地図



大臣指定地域等における具体的な取組内容

平時からの取組

- 防疫措置を行う際に、発生及びまん延リスクに応じて、必要となる措置に迅速に対応できるよう、平時から取組内容を理解し、対応方法を検討する

- 「消毒等の実施に備えた措置」や「野生動物対策（農場周辺の状況把握）」の内容を十分に理解する
- 農場でどのような対応が必要か検討しておく

大臣指定地域等における具体的な取組内容

消毒等の実施に備えた措置

- 大臣指定地域内で本病が発生した際に行う、消毒及び塵埃対策を迅速に実施するために予め準備する

【消毒のための準備】

- 消毒薬の備蓄
備蓄量：最低限1回家きん舎周辺散布に必要な量
※塵埃対策のためには液状消毒薬を備蓄
- 液状消毒薬を散布するために必要な機材の準備
動力噴霧器等

【入気口対策のための準備】

- ※家きんの健康を害するおそれがある場合は不要
- フィルター、不織布の備蓄
- フィルターを固定する枠（必要な場合のみ）

大臣指定地域等における具体的な取組内容

野生動物対策（農場周辺の状況把握）

➤ 農場内だけではなく、農場周辺（農場外）の野鳥の生息等の状況を把握し、地域ぐるみで野鳥誘引防止対策を検討する

- 農場の敷地外にある、野鳥の飛来場所の把握
ため池、カラスのねぐら等
- 地域関係者と連携し、野鳥の誘因防止対策を実施
ため池の水抜き、レーザー等の設置

今後の周知予定

令和7年10月中

- ・農家向けWeb説明会
- ・法令改正について通知

令和7年10月～12月（対象地域告示後）

- ・対象地域について通知